

再 意 見 書

平成21年7月10日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

698-0002

しまねけんますだししもほんごうちょう
島根県益田市下本郷町56-1

株式会社 マイメディア
代表取締役 ひでうら 秀浦 みはる 実晴

連絡先

Tel. Fax.

メールアドレス

平成21年5月26日付け情郵審第3013号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

【弊社意見】

1. 「トンネル方式による接続に係るインターフェース提供機能」について、特に下記の意見に賛同します。

- ・ トンネル方式は、現状のフレッツ網で提供されている方法に最も近い方式であり、方式そのものには賛同しますが、コスト及び一部技術的な問題があると思われま
す。そしてトンネルを IPv4 及び IPv6 の両方で利用できるようにすることを要望
します。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域 ISP 部会)

また、NGN 網でトンネル方式を構築する必要が生じた原因は、NTT 東・西が容易に
想定できるマルチプレフィクス問題を無視し NGN の運用を開始した事にあると考えま
す。その為、トンネル方式の実現にあたり必要となる機器類・ソフトウェア類の開発及
び利用にかかる費用（NTT 東・西網内及び利用者宅内共に）については、原因を生じさ
せた NTT 東・西が負担すべきと考えます。

2. 「ネイティブ方式による接続機能」について、特に下記の意見に賛同します。

- ・ ネイティブ方式の「3 社条項」は、NW のオープン化の理念とも合致しない。また、
第一種指定電気通信設備の接続義務と照らしても不適切であり、そもそも認め
られるべきではない。(EditNet 株式会社)
- ・ 特にネイティブ接続において、事業者が当面 3 社に制限されていることは、そも
そも公正競争上の問題があります。(ソフトバンク BB 株式会社/ソフトバンクテ
レコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社)
- ・ 課題及び技術的な問題が解決され接続を希望する事業者に広く利用可能となり、
インターネット接続市場における公正競争の確保が十分に行える環境が整った段
階でネイティブ方式での接続は開始されるべきであり、現時点でのネイティブ方
式の導入は時期尚早であると考えます。(イー・アクセス株式会社/イー・モバ
イル株式会社)